

令和2年6月23日

生徒・保護者の皆様へ

広島市立広島みらい創生高等学校
校長 開 英 治

「広島市高等学校定時制・通信制課程教科書給与事業」の申請について（お知らせ）

生徒本人が次の対象者に該当し、給付を希望される場合は申請書等をお渡ししますので、事務室へお越しください。（生徒本人で構いません。）

1 広島市高等学校定時制課程及び通信制課程教科書給与事業（いわゆる教科書補助）

(1) 目的

勤労青少年等の修学を促進し、教育の機会均等を保障する。

(2) 対象者

① 定職又は1年間に概ね90日以上パート又はアルバイトに就いている者のうち、次のいずれにも該当するもの。

ア 卒業を目的として在学する者のうち、入学後2年目にあつては14単位以上、入学後3年目以降の者にあつては28単位以上修得している者であつて、当該年度において2つ以上の教科・科目を履修し、かつ、そのための教科書を購入した者

イ 世帯全体の年間収入が、扶養者及び扶養関係がない者各自の所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額を合計した額の192%以下である者。ただし、単独で生計を営む者であつて、収入が給与収入のみのものにあつては、年間収入が279万円以下の者

※ 但し、新型コロナウイルス感染症の影響で申請時に(A)本人の意思によらず職に就けていない者や(B)職には就いているが休業要請等の影響で就労日数が要件(90日以上)を満たさない者については次のとおり取り扱う。

(A)の場合

a 就労を開始した月からの申請を受け付ける。

b 年度途中で就職した場合の要件(就労日数)は、就労を開始した月を考慮する。

[例:7月に就労を開始した場合]……67日(90日×9か月/12か月)以上

(B)の場合

a 「就労証明・給与支払見積書」に加え、コロナの影響で就労できなかった日数がわかる書類(公的な書類又は会社が証明したもの)を添付する場合に限り、要件(90日)以下での申請も認める。

② 疾病等その他やむを得ない理由により職に就くことができないと学校長が認めた者

(3) 内容

教科書代金相当額を給付する。

2 申請等について

期限：令和2年6月30日（火）までに事務室へ

〔 上記※の(A)の場合 → 申請予定の方は御連絡下さい。（口頭で可）
" (B) " → 申請書を提出して下さい。 〕

<問合せ先> 事務室 原田
電話：082-545-1671